

「第2回そらちオータムフェスティバル」運営委託業務企画提案指示書

1 委託する業務名

「第2回そらちオータムフェスティバル」運営委託業務

2 委託業務の目的等

北海道空知地域創生協議会（以下「協議会」という。）では、人口減少が著しい空知地域の活性化のため、振興局と管内市町が連携して様々な課題解決に向けた取組を戦略的に実施しており、本業務においては、空知管内のご当地グルメや空知ワインをはじめとした酒類等を一堂に集めたイベントを開催し、道内外の観光客が管内の魅力を体験できる機会を提供することで、継続的に空知を応援してくれる層の拡大を図るとともに、新たな空知ファンを獲得し、更なる関係・交流人口の創出につなげることを目的とする。

3 業務の内容

(1) イベントの企画・広報・運営

上記の目的で開催する「第2回そらちオータムフェスティバル」の企画・広報・運営をすること。

ア 開催日時

10月11日（日）10時～17時

イ 開催場所

駅東市民広場「イベントホール赤れんが」（駅東市民広場公園含む）

ウ 開催内容

(ア) 空知管内24市町のPR・物販ブースの出展調整

(イ) 空知管内のPRに資するステージイベントの企画調整・実施

（但し、ステージイベント内で予定する「そらち応援大使」（1h程度）及び「そらち食の応援アンバサダー」の出演に係る契約・企画は委託者が別途調整）

(ウ) 空知管内の関係・交流人口の創出につながる企画の調整・実施

(エ) イベント開催に必要な会場・設備・機材等の借上、会場設営、当日の会場運営及び撤去

(オ) チラシ・ポスターの制作及びイベント開催に係る必要な許可申請・届出等

エ 留意事項

(ア) 業務の実施にあたっては、イベント集客目標を15,000人とするとともに、事業効果（アウトカム）が図られるような適切な指標を設定すること。（第1回来場者実績：10,000人）

(イ) 著作権や個人情報等の処理を適切に行うこと。

(ウ) 実施にあたり会場・設備・機材の借上やスタッフの雇用が必要な場合、受託者が手配し、その費用は全て契約金額に含めること。

(エ) 上記ウの（ア）について、各市町1ブースについては出展料を徴収しないこと。なお、各市町2ブース以上の出展、または市町以外の事業者による出展を募集する場合は、出展料を徴収の上、本イベントの運営経費に充てること。その際、出展料及び募集範囲は委託

者と協議の上決定すること。

(オ) 来場者から入場料は徴収しないこと。

(カ) イベント開催にあたっては、「第2回そらちオータムフェスティバル」の名称を使用すること。

(キ) 委託者や出展者等と連携し、来場促進に向けて効果的な広告・宣伝を行うこと。

(ク) その他、イベント開催にあたっての詳細については、委託者と協議の上実施すること。

(2) 事業効果の取りまとめ

事業の実施結果及び効果をまとめた報告書を作成する。なお、報告書は紙媒体(A4版)2部、電子媒体(DVD-R等)1部とする。

4 提案にあたっての留意事項

(1) 受託者は、本委託業務に伴い発生する著作権等の権利(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)を、委託者に譲渡すること。

(2) 受託者は、委託者及び委託者が指定する第三者に対し、本委託業務に伴い発生する著作者人格権を行使しないこと。

5 契約期間

委託契約締結の日から令和8年(2026年)11月13日(金)まで

6 予算上限額(消費税及び地方消費税相当額を含む)

4,200千円

7 選定業者数

1者を選定する。

8 企画提案者の参加資格要件

単体の事業者(法人・団体及び個人)又はコンソーシアムであって、次の要件をすべて満たしていること。

(1) 単体の事業者(法人・団体及び個人)が参加する場合は、道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点を有するものであること。コンソーシアムで参加する場合は、道内に本社又は主たる事業所を有するものをその構成員に含むものであること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に掲げる者(未成年、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者が含まれない。)でないこと。

(3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(4) 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461

- 号) 第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
- ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
- ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (8) コンソーシアムの構成員が単体の事業者（法人・団体及び個人）としても重複参加するものでないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

9 参加表明書の提出

別紙の「参加表明書」を令和8年（2026年）4月16日付け公告に定める日までに提出すること。参加表明書提出後に当該公告に定める参加資格要件を満たさないことが明らかとなったときは、参加表明書の提出は無効となる。

なお、「参加表明書」には、次の書類を添付すること。

- (1) 別紙「法人・団体及び個人またはコンソーシアム構成員の概要」
 - (2) 参加を表明する者が法人の場合は、商業登記事項証明書または法人の登記事項証明書、個人の場合は、市町村の発行する身分証明書または住民票
 - (3) 参加を表明する者がコンソーシアムの場合は、前記（2）の書類及びコンソーシアム協定書の写し
 - (4) 道税事務所または振興局・総合振興局が発行する道税について滞納のないことを証明する納税証明書（発行後3ヶ月以内のもの、写し可）
 - (5) 道に納税義務のない者は、本店が所在する都府県が発行する法人事業税に関する納税証明書（発行後3ヶ月以内のもの、写し可）
 - (6) 税務署が発行する消費税及び地方消費税について滞納がないことを証する納税証明書（発行後3ヶ月以内のもの、写し可）
 - (7) 暴力団関係事業者等でないこと及び今後、これらの者にならない旨の誓約書
 - (8) 次に掲げる社会保険等の届出義務を履行している事実を証する書面（届出義務がない場合については、社会保険等適用除外申出書（別記第1号様式））
- ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

10 企画提案書等の提出

参加表明書の提出後、協議会からの企画提案書提出の要請を受けた者は、「第 2 回そらちオータムフェスティバル」運営委託業務の企画提案書を提出すること。

11 企画提案書の作成方法

- (1) 文章を保管するためにイラストや図表などを使用しても良いが、社名ロゴマーク等、提案者が特定できる図柄は一切使用しないこと。
- (2) 企画提案書は、専門的知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現を用いること。
- (3) 企画提案の内容については、他からの転載を禁止する。
- (4) 提出部数は 8 部提出すること。
- (5) 提出部数 8 部のうち、1 部は提案企業名、個人名を記載したもの、残り 7 部は、A 社、B 社、C 主任研究員、などと匿名により記載すること。
- (6) 匿名で記載する 7 部について、表紙を含む提案書全頁において、提案企業名、個人名の記載がないことを提出前に確認すること。
- (7) 提案内容は、すべて企画提案書に記載すること。既存パンフレット等の添付については受理しない。なお、提出された企画提案書は返却しない。
- (8) 提出された企画提案書の全部または一部について、変更、追加及び削除は認めない。

12 プレゼンテーションの実施

- (1) 企画提案された内容についてのプレゼンテーションを実施する。
- (2) 日時、場所、留意事項等は別途通知する。
- (3) プレゼンテーションは、企画提案書に記載された内容についてのみとし、当該提案書に記載されていない事項の説明や追加資料の配付は認めない。
- (4) 企画提案書を提出した事業者が 5 者を超える場合には、企画提案書による第一次審査を実施し、上位 5 者をプレゼンテーションへの参加事業者とする。

13 企画提案の審査基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

(1) 実施体制・業務遂行能力

ア 業務を遂行する上で、必要な専門知識・技術を有し、十分な業務処理体制が整っているか。

イ 過去の業務実績等から当該業務を遂行することが期待できるか。

(2) 企画提案内容

ア 事業全体に対する創意工夫

- ・ 事業目的を理解し、目的に沿った事業結果が得られるような創意工夫が見られるか。

イ イベントの企画・運営及び情報発信等

- ・ 会場の設営・ブースの配置・運営の手法及び体制は適切であるか。
- ・ ステージイベントは空知管内 24 市町の PR に十分な効果が期待できるものか。
- ・ 企画は空知管内 24 市町の交流・関係人口創出に十分な効果が期待できるものか。
- ・ 事前の広報は来場促進に向けて効果的なものとなっているか。

(3) 業務遂行手法の妥当性

- ・ 業務を効率的かつ効果的に実施できる全体スケジュールとなっているか。

14 参加表明・企画提案に係る留意事項

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出事業者の負担とする。
- (2) 企画提案の採否については、文書で通知する。
- (3) 参加表明書の提出後に企画提案書を提出期限までに提出しない場合は、参加表明の撤回があったものと見なす。また、プレゼンテーションに参加しない場合も、同様に企画提案の意思がないものとみなす。
- (4) 提出された参加表明書または企画提案書は、プロポーザルによる委託事業者の選定のためだけに使用し、機密保持には十分配慮する。ただし、北海道情報公開条例による公文書開示請求がなされた場合は、不開示条号（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (5) 採択決定後、提出された提案書及び補足資料並びに契約書類に記載された事業概要（図・写真を含む）、委託先・コンソーシアム構成員の名称、契約金額（支出内訳を含む）については、公表・活用する可能性があるため、当該部分の公表・活用については、あらかじめ提案者の了解を得たものとして取り扱う。
- (6) 提出された書類は、協議会において必要な場合、複製を作成することがある。
- (7) 提出期限以降における参加表明書または企画提案書の差替え、再提出は認めない。

15 提出場所

〒068-8558 岩見沢市 8 条西 5 丁目

北海道空知地域創生協議会事務局（北海道空知総合振興局地域創生部地域政策課内）

担当：大崎、鮫島

電話番号 0126-20-0036（直通）

F A X 番号 0126-25-8144